

一般社団法人日本中小企業団体連盟バナー広告掲載取扱基準

この基準は、一般社団法人日本中小企業団体連盟（以下「中団連」という。）が、インターネット上に公開しているホームページの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

1 掲載基準

中団連ホームページに掲載するバナー広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、掲載内容並びに公共性及び品位を持てるものでなければならない。

従って、以下に該当する内容のものは掲載しない。

- (1) 風俗営業又は類似したもの
- (2) 政治活動に関するもの
- (3) 宗教活動に関するもの
- (4) その他、掲載内容が適当でないと中団連が判断したもの
- (5) 上記のものが掲載された場合は、速やかに削除する。

2 掲載期間

掲載する期間は、原則1年単位とする。年の途中から掲載を希望される場合は、翌月1日から掲載し、掲載料金は月単位で計算する。日割り計算はしない。

掲載料金は、ホームページ内「バナー広告掲載について」を参照してください。

3 掲載申請

掲載希望者は、バナー広告掲載申込書及びバナーデータを、掲載希望開始の前月10日前までに中団連に提出しなければならない。

4 掲載料の支払い

申込者は、広告開始の前月20日前までに広告掲載料を一括して支払わなければならない。その際、振込等の手数料は申込者の負担とする。

5 更新

更新については、原則自動更新とする。更新を希望しない場合は、バナー掲載終了の3ヶ月前に事務局に通知するものとする。

6 責任

広告主は、広告の内容及び掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

7 その他

この契約に定めるものの他、広告掲載に関し必要な事項は、ホームページ内「バナー広告掲載について」を参照する。

附則 この基準は、平成27年5月14日から施行する。